

# 令和6年度(2024年度)版 授業料免除等申請のしおり

## [B 大学院 私費留学生用]

### I 概要

埼玉大学では、経済的な理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる者に対して、選考のうえ免除又は徴収猶予を行っています。希望者は、本しおりを熟読のうえ以下のとおり申請してください。

#### 1. 申請資格

(1) 授業料免除又は徴収猶予の申請資格は、本学の大学院生(国費外国人留学生・外国政府派遣留学生・研究生・科目等履修生を除く)で、授業料を滞納していない者です。なお、留年している者又は最短修業年限を超えている者は申請資格がありません。ただし、下記の①②で示す期間内は、指導教員等の「推薦書」(様式10)がある場合に限り、申請を行うことができます。

① 大学院生(博士前期課程) - 最短修業年限(2年)を超えた、最初の1年間までの者

② 大学院生(博士後期課程) - 最短修業年限(3年)を超えた、最初の2年間までの者

(2) 申請できる授業料免除等期間は、入学時期により異なります。

2025年3月時点で最短修業年限内の学生は、前期・後期の一括申請として授業料免除申請を受け付けます。

2024年10月時点で最短修業年限を超える学生(秋入学者や休学で卒業期が伸びる者)、及び2024年4月時点で留年している学生は前期のみの申請しかできません。最短修業年限を超える学生が後期の授業料免除を希望する場合は、推薦書を添え、後期出願期間内に改めて申請してください。

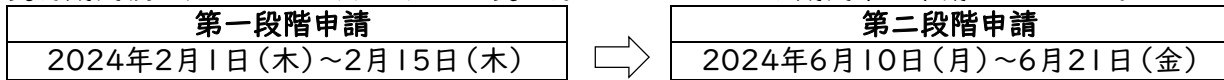
(3) 「経済の基準」は「別記」のとおりです。

#### 2. 申請手順

免除申請は以下の第一段階申請と第二段階申請を適切に行うことで手続き完了となります。

第二段階申請を怠ると、審査の際に必要な書類が揃わず、書類不備者として免除不許可になります。

受付期間後は、いかなる理由があっても受け付けませんので必ず期間中に申請してください。



#### 3. 申請方法

##### 第一段階申請

「授業料免除願 B」に必要な証明書類等(「必要書類一覧 私費留学生用」を確認のこと)を添え、以下の受付期間に学生支援課奨学支援担当係に提出してください。

**受付期間:2024年2月1日(木)~2月15日(木) 最終日消印有効※**

※郵送で書類を提出する場合は、しおり末尾の提出先へレターパックライトで送付してください。レターパックライトの品名欄には申請者の学籍番号を記入してください。また、受付後、大学から申請の受理証明を送付しますので、返信用封筒を願書に添付してください。返信用封筒(定型郵便サイズ:最大23.5cm×12cm)の宛先欄には、返信先住所と学生氏名を記入してください。切手は貼り付け不要です。

##### 第二段階申請

第一段階申請を受け付けた方が対象になります。「第二段階申請書」「令和6年度所得・課税証明書(全部事項証明)」及び第一段階の不備書類(該当者のみ)を以下の受付期間に学生支援課奨学支援担当係に提出してください。この期間中は電話での問い合わせには対応できないこともありますので、質問等は受付期間より前に行ってください。

**受付期間:2024年6月10日(月)~6月21日(金) 最終日消印有効※**

※郵送で第二段階申請を提出する場合は、しおり末尾の提出先へレターパックライトで送付してください。郵送の場合、受理証明は同封せず、レターパックライトの品名欄に「第二段階申請」と第一段階申請の受理番号を記入してください。

※書類全部が2024年6月10日(月)より前に揃う場合は、その時点で提出しても構いません。

**重要** 市区町村の令和6年度所得・課税証明書(全部事項証明)の発行開始日の都合で、第二段階申請の受付期間内に証明書が間に合わない場合は、第二段階申請期間内に「第二段階申請書」、第一段階申請の不備書類(対象者のみ)、及びいつ所得・課税証明書を提出できるか記載したメモ(自由様式)を提出してください。第二段階申請期間内にこれらの書類が提出されなかった場合、第二段階申請をしなかったとみなし、書類不備として選考から除外します。

## ○令和6年度所得・課税証明書(全部事項証明)の取得について(重要)

**令和6年度所得・課税証明書(収入の内容が2023年1月~12月分)の発行は2024年1月1日に居住していた市区町村の役所にて6月頃から発行されます(具体的な発行開始日は市区町村によって異なります)。収入・所得金額・住民税の課税額等すべてが記載されている証明書(全部事項証明…「\*」などで内容が隠れていないもの)をご提出ください。以下は個別の取り扱いです。**

- 住民税の課税額のみ、もしくは非課税であることのみが記載されている課税・非課税証明書の場合、所得証明書も併せてご提出ください。
- 所得・課税証明書が発行されない、もしくは証明書に正しい収入額が記載されていない場合、市・県民税の申告が必要な可能性があります。市区町村の役所にて確認のうえ、申告を行い証明書の発行を受けてください。
- 所得・課税証明書等の発行方法等で不明点があれば市区町村のHPを参照するか、直接役所にお問い合わせください。
- 入国年月日及びその他特別な事情により所得・課税証明書が発行されない場合は、該当する市区町村の役所に発行されない理由を具体的に確認し、事前にその内容を本学に申し出てください。単に「発行されなかった」等は理由として認められません。

## 4. 提出期限の厳守と超過した場合の措置

期限を守り、適切に手続を行った申請者への公平性及び審査の遅延防止の観点から、不備・不足書類の提出及び第二段階申請の期限を超過した場合の申請者への措置については以下のとおりとします。

- 指定された期限を過ぎて提出された書類は受理しません。
- 指定された期限を過ぎてしまった場合でも、担当部署から連絡・督促は行いません。
- 指定された期限までに第二段階申請、及び不備・不足書類等の提出をしなかった者については、「書類不備者」として取り扱い、審査対象外とします。

※ ただし、上記の場合でも指定された期限までに提出等できないことについて、期限前に学生支援課奨学支援担当係に相談し、本学が相当の理由があると認めた場合はこの限りではありません。

## 5. 注意事項

- ① 授業料免除関連の通知は、Web学生システムで告知します。
  - ② 免除する額は、当該期分授業料の全額又は半額です。
  - ③ 免除結果の告知は、前期分は8月、後期分は12月に行う予定です。  
なお、結果が告知されるまでは、授業料は納付しないでください。  
審査の結果、支払い義務が生じた場合は、結果発表時に納付方法をご案内します。指定された期日までに当該納付金を納付しないと「授業料滞納者」となり、次期申請資格を失います(前後期一括申請をしている者であっても、前期分が指定された期日までに支払われていない場合、後期は審査されず「不許可」となります)。
  - ④ 第二段階申請を行わなかった場合、提出を求められた書類が提出期限までに未提出だった場合、申請内容に虚偽があった場合等は不許可になります。
  - ⑤ 申請書類が事実と異なることが発覚した場合は、当該期以降1年間免除申請を受け付けません。
- ★ Web学生システムを通じて学生宛に連絡をすることがあります。常に確認をいただくか、モバイル等への転送設定をしておいてください。また、緊急の場合は電話にて連絡しますので、奨学支援担当の電話番号を登録しておいてください(TEL:048-858-3033)。

## II 授業料免除願の記入要領

「授業料免除願 B(表面・裏面)」は、審査するための算定資料になります。この記入要領に従い、実状を正確に記入してください。

### 1. 共通事項

- (1) ボールペン等を用いて(消えるペンは不可)楷書ではっきり記入してください。間違った箇所は二重線で抹消し、その上部等に正しい内容を記入してください。修正液等は使用しないでください。
- (2) 不明な点は、学生支援課奨学支援担当係に事前に確認してください。
- (3) ※印は該当する事項を○で囲んでください(該当がない場合は無を○で囲んでください)。

### 2. 授業料免除願

- (1) 日付は、授業料免除願を大学に提出する日付を記入してください。
- (2) 申請事由欄は、授業料免除等を必要とする理由を具体的かつ詳細に記入してください。
- (3) 授業料免除願(表面)下にある辞退欄は、出願時記入不要です。

### 3. 家計調書

- (1) 本人欄について
  - ① 所属する大学院の課程欄は、該当する方を○で囲んでください。
  - ② 入学年月欄は、該当を○で囲んでください。  
※ 入学年月に応じて申請できる期間(前期・後期一括申請、又は前期のみ申請)が決まります。
- (2) 日本にいる家族欄について
  - ① 2024年4月1日現在(現状からの予測)で**本人と日本で同一生計の家族について**記入してください。2024年4月1日現在において申請時の状況と異なることが明らかで(進学・就職予定等)未確定な箇所の記入は鉛筆を使用してください。
  - ② 「学生でない」家族について  
職業欄は、会社員、公務員、自営業、農業、大工、無職等具体的に記入してください。収入額は、2023年1月から12月分の収入を記入してください。  
(注) 給与収入は源泉徴収票等の支払金額を記入してください。  
その他の所得は確定申告書等の収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。
  - ③ 「学生」の家族について
    - i. 本人を除き日本で同一生計の家族の中に就学者(2024年度進学予定を含む)がいる場合に記入してください。ただし、未就学児は「学生でない家族」の欄に記入してください。
    - ii. 学校名・学年欄には2024年4月の学校名・学年を記入してください。学校区分欄には国・公・私立の区別を記入してください。
    - iii. 2023度授業料免除欄は、就学者が国立の大学、又は高専に在学する場合のみ該当を○で囲んでください。
    - iv. 2024年4月より新たに就学する者で進学する学校が確定していない者については、学校名欄に鉛筆で進学を希望する課程(高校や大学等)を記入し、“進学予定”と付け加えてください。
- (3) 年間総収入・年間総支出について  
年間総収入・年間総支出欄には、2023年の合計額を記入してください。ただし、2023年2月以降に日本に入国した場合(一時帰国は除く)は、入国から1年に満たないため、年額の欄の記入は不要です。代わりに、収入・支出状況調書(様式1-2)に入国から現在までの月平均額等を記入し、願書に添付してください。
  - ① 年間総収入
    - i. 年間総収入は、2023年1月から12月分のアルバイトや仕送り等の合計額をもれなく記入してください。
    - ii. 父母からの支援には、2023年1月から12月に受け取った仕送りや、支払ってもらった学費・家賃・クレジットカードでの買い物代金等の合計額を記入してください。
    - iii. 本人の奨学金については学校年度で計上するため、2023年4月から2024年3月(予定を含む)に受給する給付奨学金を記入してください。
    - iv. 日本にいる同一生計の家族に収入(給与、奨学金、仕送り等)がある場合は、家族の収入欄に記入してください。



- ② 年間総支出
- i. 年間総支出は、2023年1月から12月の支出合計額を記入してください。
  - ii. 年間総支出が年間総収入を上回ることはありません。収入と支出を確認のうえ、記入してください。
- ③ 申請時に記入した金額を訂正できるのは、証明書類に基づいた訂正を行う場合のみに限ります。以下の場合、訂正できません。
- i. 金額を下方訂正し、赤字となる場合（年間総支出が年間総収入を上回る場合）
  - ii. 金額を下方訂正し、訂正前に記入した金額がなぜ多かったかを説明できない場合
- ④ 借入金を記入する場合、借用元の氏名と、借用元との関係を記入してください。
- ⑤ その他の収入は、収入の内容を具体的に記入してください。
- ⑥ 支出額が不自然に少ない場合は、当係から質問します。

## 別記 授業料免除又は徴収猶予に関する経済の基準

### 1. 経済の基準（免除基準）

申請者と同一生計の家族の昨年の総収入金額（臨時所得及び本人の奨学金等を含む）から判定します。所得の種類・世帯の構成員等により違いがあるため一概に言うことはできませんが、目安として[4人世帯で家族構成が、父（所得者）・母（無職）・本人（自宅通学・奨学金なし）・弟（公立高校生・自宅通学）とした場合]の例を示します。

	大学院(修士・博士前期)	大学院(博士後期)
父が給与所得者	689万円以下	832万円以下
父が事業所得者	431万円以下	574万円以下

なお、独立生計者については、本人（配偶者を含む）の総所得金額により判定します。

### 2. 注意事項

- ・前後期一括申請であっても、審査は前期、後期と分けて行われます。そのため、前期と後期の結果は同じになるとは限りません。
- ・免除の許可は各期の申請状況と大学の予算枠により左右されます。基準を満たしていても必ずしも毎回許可が得られるとは限りません。

#### 《問い合わせ・提出先》

埼玉大学 学務部 学生支援課 奨学支援担当係  
 住 所:〒338-8570 さいたま市桜区下大久保255  
 電話番号:048-858-3033  
 平 日:8:45~12:15、13:15~16:45

## 2024 - Tuition Fee Exemption Application

令和6年度(2024年度)  
授業料免除願

Date

/ /  
YYYY / MM / DD

埼玉大学長 殿

Graduate school  
研究科Specialization / Department  
課程・専攻Student ID#  
学籍番号Name  
出願者氏名Telephone  
電話 ( )Address  
住所

私は下記の理由により出願しますので、授業料免除を御許可くださるようお願いいたします。本申請書類及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ありません。なお、大学が定めた期限を超過した場合や提出書類に虚偽が発覚した場合、審査対象から除外されても異存ありません。

I hereby acknowledge that I have fully read and understood the guidelines of the tuition exemption and apply for the tuition exemption for the reason stated below.

I agree that applications will be excluded from the selection if I am found to have false statements in the application or fail to submit required documents by deadline.

記

申請事由 Application Reason

Cancel the application: no need to be filled in when applying

辞退：出願時記入不要

I am hereby canceling my application for the tuition fee exemption for the 1st semester of FY2024.

 2024年度前期分の申請を辞退します。

辞退日 ( 月 日 )

Signature

署名 ( )

I am hereby canceling my application for the tuition fee exemption for the 2nd semester of FY2024.

 2024年度後期分の申請を辞退します。

辞退日 ( 月 日 )

Signature

署名 ( )

# Applicant's Household Financial Report (for Private International Students)

## 家 計 調 書 [私費留学生用]

Please fill the form accurately based on the guide. Circle the applicable items indicated with an asterisk“※”

注意：記入要領に従い、正確に記入してください。※印はいずれかを○で囲んでください。

As of April 1, 2024

2024年4月1日現在

本人	所属研究科 (Graduate School Name)	学籍番号 (Student ID No.)	フリガナ	
			Name 氏名	Arrival to Japan (YYYY/MM) 入国年月 年 月
	課程 (Program)	入学年月 (該当を○で囲んでください) <small>Circle the year and month you joined the university</small>		申請期間 applicable period of tuition fee exemption for which you can apply
本人	※博士前期課程 (2年) Master's program (2years)	※Oct-2021 ※Apr-2022 ※Oct-2022		➡ 前期のみ申請で受け取ります <small>(Apr - Sep, 2024 only)</small>
		※Apr-2023 ※Oct-2023		➡ 前期・後期一括申請で受け取ります <small>(one year Apr, 2024 - Mar, 2025)</small>
	※博士後期課程 (3年) Doctoral program (3years)	※Oct-2019 ※Apr-2020 ※Oct-2020 ※Apr-2021 ※Oct-2021		➡ 前期のみ申請で受け取ります <small>(Apr - Sep, 2024 only)</small>
		※Apr-2022 ※Oct-2022 ※Apr-2023 ※Oct-2023		➡ 前期・後期一括申請で受け取ります <small>(one year Apr, 2024 - Mar, 2025)</small>

Your family members in Japan	Non-Student 学生でない	Relationship 続柄	Name 氏名	Age 年齢	Occupation 職業	Tenure 在職年数	2023 Income 収入額	Visa status 在留資格
日本にいる家族	Student 学生	Relationship 続柄	Name 氏名	Age 年齢	School Name 学校名	Grade 学年	School Division 学校区分	2023 Tuition Exemption 2023年度授業料免除
								1st: ※Full・Half・Partial・Non 2nd: ※Full・Half・Partial・Non
								1st: ※Full・Half・Partial・Non 2nd: ※Full・Half・Partial・Non
								1st: ※Full・Half・Partial・Non 2nd: ※Full・Half・Partial・Non

2023年2月以降に来日した者(一時帰国を除く)は以下記入不要です。代わりに様式 1-2 を提出してください。

Persons who entered Japan in or after February 2023 (excluding for a temporary return to Japan) do not need to fill out the following. Submit Form 1-2 instead.

2023 Total annual Income / 年間総収入				2023 Total annual Expenditure / 年間総支出			
Your scholarship 本人の奨学金  (2023/4/1 ~ 2024/3/31)	名称 (Scholarship name)			食費 (Food)			Yen 円
	受給期間 (Period)	~		衣服費 (Clothing)			Yen 円
	年額 (Yearly mount)		Yen 円	住居費 (Rent)			Yen 円
	名称 (Scholarship name)			住居種別 (Type of residence)	※Apartment・I-House・Homestay ・Other( )		
	受給期間 (Period)	~		光熱水料 (Utilities)			Yen 円
	年額 (Yearly mount)		Yen 円	入学料 (Admission fee)			Yen 円
Your income 本人の収入  (2023/1/1 / ~ 2023/12/31)	父母等からの支援 (Support from home)		Yen 円	授業料 (Tuition fees)			Yen 円
	本人の収入 (Part time work, RA, TA, etc. income)		Yen 円	2023年度授業免除状況 (2023 Tuition Exemption)	1st: ※Full・Half・Partial・Non 2nd: ※Full・Half・Partial・Non		
	預金の引出 (Saving)		Yen 円	交通費・帰国旅費 (transportations and Travels)			Yen 円
	借入金 (Loans)		Yen 円	書籍・学用品費 (School books and supplies)			Yen 円
	借入元 (Borrower) / 続柄 (Relationship)	/		携帯電話・通信費 (Mobile phone/Internet/Letter)			Yen 円
	その他収入 (Other income)		Yen 円	医療保険料 (Medical fees and insurance)			Yen 円
Family's income. Do not include family in your country 同居家族の収入 (2023/1/1 ~ 12/31)	給与等 (Full/Part time work etc.)		Yen 円	住居初期費用等 (Rent deposit etc.)			Yen 円
	その他収入・奨学金 (Other income/Scholarship)		Yen 円	その他支出 (Others)			Yen 円
合計金額 / Total amount			Yen 円	合計金額 / Total amount			Yen 円

# 必要書類一覧兼チェック用紙 私費留学生用

同一生計の家族に関して、[1] に指定する書類を第一段階申請時に提出してください。[2] に指定する書類は、第二段階申請時に提出してください。各種書類に「マイナンバー」の記載は不要です。記載がある場合は消去してから提出してください。

この他にも特別な事情により別途提出していただく書類が発生する場合がありますが、あらかじめご了承ください。

## [1] 第一段階申請に提出する書類

### 必ず提出する書類

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
申請者	<input type="checkbox"/>	「授業料免除願 B」、又は「授業料免除願 F」 ※授業料免除願（表面）・家計調書（裏面）を両面印刷（長辺とじ）、又は表面・裏面を糊付けしたもの。 ※日本国内で被災している学部生は、授業料免除願Bを使用してください。	奨学支援HP
	<input type="checkbox"/>	郵送で申請書類を送付する場合は、返信先住所と学生氏名を記入した返信用封筒（定型郵便で送付できる長3サイズ、切手は不要）	
申請者、及び日本に同一生計の家族全員	<input type="checkbox"/>	『世帯全員』という表記がある「住民票」 ※発行から3カ月以内のもので、『在留資格』の記載があるもの。	市区町村役場

### 申請者にかかる書類

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
申請者	<input type="checkbox"/>	「本人の収入状況報告書（様式2）」	奨学支援HP
	<input type="checkbox"/>	収入ありの場合「2023年分源泉徴収票」（写） ※2023年に収入があった場合は、該当する全ての「源泉徴収票」（写）を添付してください。短期間のもの、既に辞めたアルバイト分も必要です。	勤務先
2023年2月以降来日の者	<input type="checkbox"/>	「収入・支出状況調書（様式1-2）」	奨学支援HP
2023年度他校在籍者	<input type="checkbox"/>	「奨学金受給証明書（様式3）」 ※様式3に前在籍校で証明を受けること ※前年度の免除申請で提出済みの場合は、ご相談ください。	奨学支援HP
2024年4月時点で留年している者、又は最短修業年限を超える者	<input type="checkbox"/>	「推薦書（様式10）」 ※左記の者が申請する場合は一定の条件を満たす必要があります。詳細はしおりの「1. 申請資格」をご覧ください。	奨学支援HP 及び 指導教員等

### 日本で申請者と同一生計の家族で、就学している者にかかる書類

※配偶者・兄弟姉妹等が2024年4月に新入生の場合は、4月1日以降発行の証明を第二段階申請時に提出してください。

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
高校生	<input type="checkbox"/>	「在学証明書」 ※2024年9月以降の有効期限の記載があれば「学生証」（写）でも可。	在学学校
公立・私立大学生	<input type="checkbox"/>		
各種学校・専修学校生	<input type="checkbox"/>		
国立高等専門学校生	<input type="checkbox"/>	「授業料免除状況等証明書（様式4）」 ※在学学校で証明を受けること。	奨学支援HP
国立大学生	<input type="checkbox"/>		
中学生以下	<input type="checkbox"/>	証明書提出不要	

申請者、及び日本で同一生計の家族に係る書類。以下に該当する場合は書類を提出すること。

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
2023/1/1 ~ 2023/12/31 に 国県市区町村から公的支援 金を受け取っている	<input type="checkbox"/>	・児童手当 ・住民税非課世帯/低所得者給付金 ・その他支援金 受取日・受取金額が分かる振込通知書(写)、又は通帳(写)	該当者所有
2023/1/1 ~ 2024/3/31 に、 正社員を中途退職した者	<input type="checkbox"/>	「退職に関する証明書(様式5)」又は「退職所得の源泉徴収票」 (写) ※退職予定の場合、第二段階申請時に提出してください。 ※退職金の支給が無い場合は、様式5を提出してください。 ※前年度の免除申請で提出済みの場合は、ご相談ください。	退職した勤務先、 又は 奨学支援HP
2024 年来日の方 申請者及び日本にいる家族	<input type="checkbox"/>	「パスポート」①②の写し ① 身分事項(写真が付いている)ページ ② 上陸許可の証印シール(許可年月日、在留期限、在留期間が記載 されているもの)が貼付されたページ ※出願時点で日本に來日していない場合は、入国後、第二段階申請時に提出 してください。	該当者所有
日本国内で自然災害等によ り被災した場合	<input type="checkbox"/>	「罹災証明書」	市区町村役場

## [2] 第二段階申請時に提出する書類(第一段階申請をした学生のみ対象)

第二段階申請をしないと審査されず、免除不許可となりますので、ご注意ください。

提出期間は 2024 年 6 月 10 日から 2024 年 6 月 21 日です。期限超過後はいかなる理由があっても受理しません。

該当者	<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	入手先
申請者	<input type="checkbox"/>	「令和6年度授業料免除第二段階申請書」(様式9)	奨学支援HP
申請者及び 同一生計の家族全員 ※高校生以下は不要 ※自宅浪人、予備校生は必要 ※高校生以下でない場合は、無 収入の方も必要	<input type="checkbox"/>	「令和6年度所得・課税証明書」(収入の内容は2023年分のもの) ※所得・課税証明書は全部事項証明(「*」などで内容が隠れていないも の)もしくは収入・所得・課税額が記載されているもの。万が一、課税 額しか証明されない場合は「令和6年度所得証明書」(収入の内容は 2023年分のもの)と併せてご提出ください。 ※令和5年度所得課税証明書を誤って提出しないようくれぐれも発行時期 等にご注意願います。 ※私費外国人留学生の方で、2024年1月以降に入国した等の理由で、所得・ 課税証明書が発行されない場合は、申し出てください。 その際、理由を詳細にお聞きする場合がありますので、ご協力ください。 (例えば、単に「発行されなかった」という説明では不十分です。)	市区町村役場
第一段階申請で不備・不足書 類を指摘された方	<input type="checkbox"/>	第一段階申請で不備とされた書類 申請時にお渡しした受理証明を確認してください。	

## [3] 提出書類にかかる諸注意

- 提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。
- 証明書類で写とあるもの以外は原本を提出してください。
- 証明書類は、期間の指定があるもの以外は最新のものを出してください。
- **令和6年度所得・課税証明書(全部事項証明)の取得について(重要)**  
令和6年度所得・課税証明書(収入の内容は2023年分のもの)の発行は原則2024年1月1日に居住してい  
た市区町村の役所にて発行されます。発行方法等で不明点があれば市区町村のホームページを参照するか、直  
接役所にお問い合わせください。  
**市区町村の令和6年度所得・課税証明書(全部事項証明)の発行開始日の都合で、第二段階申請の受付期間  
内に証明書の提出が間に合わない場合は、第二段階申請期間内に「第二段階申請書」、第一段階申請の不備書  
類(対象者のみ)、及びいつ課税証明書を提出できるか記載したメモ(自由様式)を提出してください。第二  
段階申請期間内にこれらの書類が提出されなかった場合、第二段階申請をしなかったとみなし、不備書類と  
して選考から除外します。**
- 不明な点は、事前に学生支援課奨学支援担当係に確認してください。